

(株)石川銀行元頭取らに対する刑事告訴について

平成15年3月16日

石川銀行金融整理管財人

(株)石川銀行金融整理管財人は、これまで旧経営陣の責任解明に向けた調査を鋭意続けて参りましたが、本日、その調査過程において発覚した不正融資案件につきまして、下記のとおり、捜査当局に対して同行元頭取ら3名を商法違反（特別背任罪）で告訴しました。

記

- 1 告訴日 平成15年3月16日
- 2 告訴人 (株)石川銀行金融整理管財人 勝 木 重 三
同 中 山 博 之
同 預金保険機構
理事長 松田 昇
- 3 告訴先 石川県警察本部長、金沢地方検察庁検事正
- 4 被告訴人 ① 元代表取締役頭取 高 木 茂
② 元代表取締役専務 川 口 睦
③ 元取締役東京支店長 藤 田 道 彦
- 5 告訴罪名 商法違反（特別背任罪）・商法486条1項、刑法60条

6 告訴事実の要旨

被告訴人高木茂は、株式会社石川銀行の代表取締役頭取として同社の預金の受入れ、資金の貸付け及び債権の保全、回収等の業務全般を統括掌理するもの、被告訴人川口睦は、同社専務取締役として被告訴人高木の上記職務を補佐するもの、被告訴人藤田道彦は、同社東京支店長として同支店における預金の受入れ、資金の貸付け及び債権の保全、回収等の業務全般を指揮・監督するものであるが、被告訴人3名は、ナショナルエンタープライズ株式会社の代表取締役を務めるとともに株式会社カントリークラブザ・ファーストを実質的に経営する三島知和らと共謀の上、平成12年9月22日、株式会社石川銀行東京支店において、被告訴人3名が、いずれも、法令及び同社の定款等を誠実に遵守し、貸付けにあたっては、回収の見込みを十分に吟味し、回収が危ぶまれる貸付けを差し控え、かつ、十分な担保を徴求す

るなどして債権の保全及び回収を確実にする任務を有するのにも、自己らに対する経営責任の追及を回避するなどして自己らの利益を図り、株式会社カントリークラブザ・ファーストに融資を実行し、同融資金をもって多額の債務を抱えて資金繰りに窮し経営が実質的に破綻しているナショナルエンタープライズ株式会社の債務の返済資金等として利用するなどして同社の利益を図り、株式会社石川銀行に損害を加える目的をもって、上記任務に背き、株式会社カントリークラブザ・ファーストがナショナルエンタープライズ株式会社から赤字経営のゴルフ場を引き継ぐために新たに設立されたもので、貸付金の返済能力を有さず、その回収が著しく困難であることを熟知しながら、担保価値の乏しい不動産を担保に徴求しただけで、他に貸付金の回収を確実にするための特段の措置も講じないまま、株式会社カントリークラブザ・ファーストに対し5.7億円を貸し付け、もって、株式会社石川銀行に対し財産上の損害を加えた。

7 金融整理管財人の調査活動と今後の対応方針

金融整理管財人は、これまで部内に責任解明チームを設けて、旧経営陣の責任解明作業を続けてきましたが、本件不正融資案件は、その調査過程において発覚したものです。金融整理管財人は、これまでに捜査当局に対して本件不正融資案件の情報を提供し、捜査当局との連携を図りながら調査を続けて参りました。そして、捜査当局においても、内偵捜査が行われてきたわけですが、その結果、容疑が固まったという判断の下に、今回の逮捕に至ったと認識しております。そこで、金融整理管財人としても、正式に告訴手続を取った次第です。

金融整理管財人としても、今後とも、捜査当局に協力しつつ、引き続き、旧経営陣の責任解明に努めて参る所存です。

以 上